

1年を通じてガバナンスを学ぶ！

ガバナンス太田塾2023 「非営利組織経営の在り方」

無料

オンライン開催
6月から3月まで全10回コース
第1 or 2木曜日10:00～11:00



講師：太田達男



トークセッション
聞き手：山田泰久



公益財団法人

日本非営利組織評価センター



Zoomのアカウント名を

「お名前＋団体名」に

変更してください。



この講座では、法人格に捉われず、広い意味でのNPOのガバナンスや、それに関連する組織運営全般を話題にしていきます。年間を通じて、ガバナンスを学ぶ場です。

参加者のみなさんの学びの場として、申し込み時に、課題に思っていること、知りたいことを入力していただきます。その内容を反映して、講座を進めていきます。

今年のガバナンス太田塾の5つのお勧めポイント！

- ① 昨年の参加者の感想などを参考に、内容をさらにわかりやすくバージョンアップ。
- ② 今年4月に改訂したJCNEのベーシック・アドバンス評価基準の内容を盛り込んだ組織運営のヒントを提供。
- ③ 講座は2部構成。前半は講師の太田塾長からの講義、後半は太田塾長とJCNEの評価事業の統括責任者の山田によるトークセッションでテーマを深掘り。
- ④ 1年間を通じて参加する「通年参加」と、各回ごとの申込による「単発参加」の2種類の方法で参加者募集。1年かけて体系的にじっくり学ぶか、興味関心のあるところを集中してじっくり学ぶか。
- ⑤ リアルタイムで参加できない場合には、参加申込者を対象に後から録画視聴も可。



太田 達男（塾長）

- （公財）日本非営利組織評価センター 理事
- （公財）公益法人協会 前理事長 会長
- （公社）成年後見センター・リーガルサポート 理事
- （公社）日本フィランソロピー協会 理事
- （公財）渋沢栄一記念財団 監事
- （公財）パブリックリソース財団評議員



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。

1. 各回の参加申込について

出欠確認のために、各回ごとにPeatixでの申し込みが必要です。
講座の開催日の翌日に、次回の申込Peatixを公開します。
各回のPeatixの申込締切は、開催日の1週間前になります。
当日参加できない方には、後日、動画を共有します（受講者にも共有します）。
但し、動画共有は、各回、Peatixで申込みをした方を対象にお送りします。

2. 各回のテーマに関するアンケートについて

Peatixでの申し込み時に、各回のテーマに関して、知りたいことや課題、質問などを入力していただきます。学びの場として開催しますので、必ず入力してください。
複数回、入力が少ない方には、参加をお断りすることがございますので、あらかじめご承知おきください。



3. 事務連絡の方法などについて

事務局からの連絡は、Peatixのメッセージ、もしくはメールでお送りします。

講座資料等はGoogleドライブで共有します。セキュリティの関係で、職場のPCからアクセスできない場合は別のPCからアクセスしてください。事務局で別手段の対応はしませんので、ご承知おきください。

4. その他

講座の動画は、ある程度まとめて、一般公開する予定です。

講座でのご質問をされる時は、個人情報や機密情報にはお気をつけてください。



本日のスケジュール

- 10:00 オープニング
- ・趣旨説明、講座の運営と諸注意
 - ・本日の流れ
 - ・JCNEの紹介
- 10:05 第7回12月【非営利公益組織に求められる透明性】
- ・情報公開のルール、公告、行政を通じた情報開示
- 10:35 トークセッション（太田、山田）
- 10:55 クロージング
- ・JCNEの組織評価・認証制度のご案内
- 11:00 終了



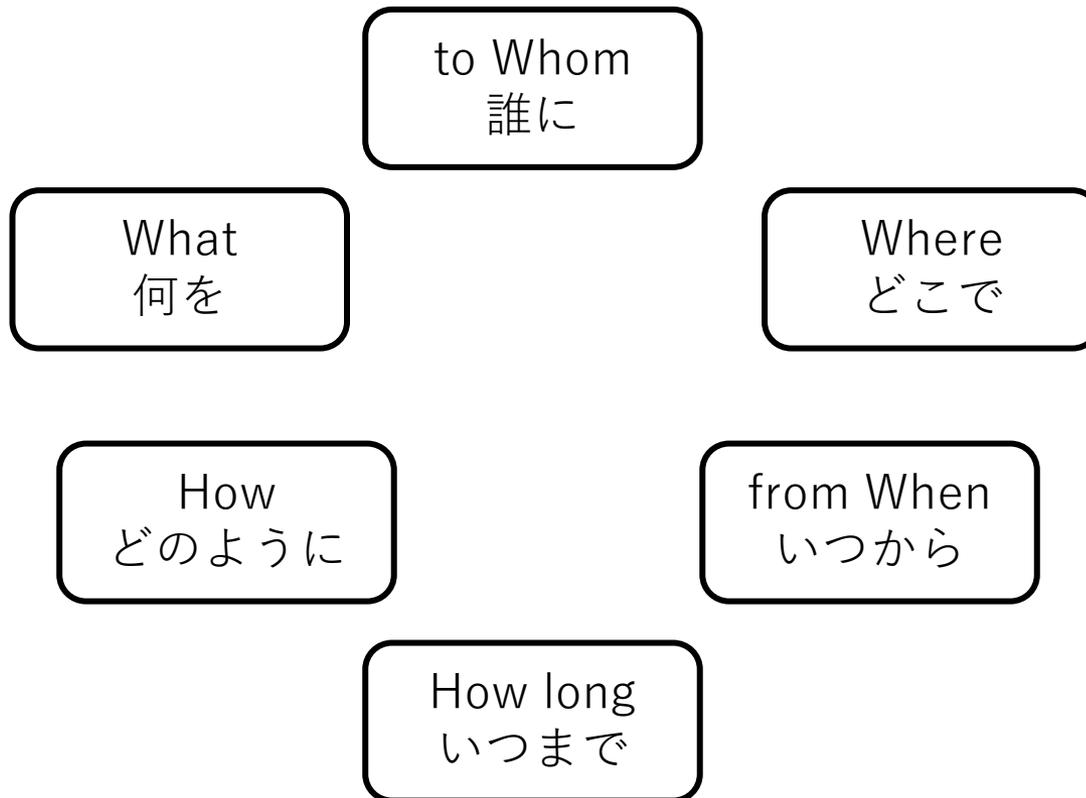
ガバナンス太田塾2023 第7回

2023/12/7

情報公開について ～非営利組織に求められる透明性～

公益財団法人日本非営利組織評価センター
理事 太田達男

情報公開：四つのWと二つのH



非営利組織における広義の情報公開

1. 法令に基づく非営利組織自体の情報公開
2. 法令に基づく所轄庁による非営利組織の情報公開
3. 非営利組織による任意の情報公開
- (4. 法令に基づく非営利組織の公告)

法令に基づく非営利組織の情報公開(一般法人)

What	Where	from When How long	Whom	How
§ 14 定款	事務所(主・従) 備置	常時	社員(評議員)、債権者	閲覧・謄本又は抄本交付 請求 電磁的記録の閲覧・書 面交付請求
§ 32 社員名簿	事務所(主)	常時	社員	閲覧又は謄写の請求 電磁的記録の閲覧又は 謄写請求
§ 57, 193 社員総会・ 評議員会の議事録	事務所(主・従) 備置	当該会議の日から 主たる事務所10年 従たる事務所5年	社員(評議員)、債権者	閲覧又は謄写の請求 電磁的議事録の閲覧・謄 写請求
§ 97 理事会議事録	事務所(主) 備置	理事会の日から 主たる事務所10年	社員(評議員)、債権者 (ただし裁判所の許可 必要、評議員は不要)	閲覧又は謄写の請求 電磁的議事録の閲覧・謄 写請求
§ 129「計算書類(貸借 対照表・損益計算書)」、 「事業報告、これらの付 属明細書」、「監査報告 書又は会計監査報告」	事務所(主・従) 備置	定時総会・評議員 会開催日の2週間 前の日から 主たる事務所5年 従たる事務所3年	社員(評議員)、債権者	閲覧・謄本又は抄本交付 請求 電磁的記録の閲覧・書 面交付請求
§ 120, 121 会計帳簿 及び事業に関する重要 な資料	事務所(主) 保存	閉鎖から10年	10分の1以上の社員、 または1人以上の評議 員	閲覧又は謄写の請求 電磁的記録の閲覧・謄 写請求

法令に基づく非営利組織の情報公開 (特定非営利活動法人)

What	Where	How long	Whom	How
§ 28 定款等(定款並びに認証及び登記に関する書類の写し)	事務所 備置	常時	社員その他の利害関係人	閲覧請求
§ 28 社員名簿(前事業年度末日における10人以上の社員の氏名、住所を記載した書面)	事務所 備置	常時	社員その他の利害関係人	閲覧請求
§ 14 設立時財産目録	事務所 備置	常時	—	—
§ 28② 役員名簿	事務所 備置	常時	社員その他の利害関係人	閲覧請求
§ 28「計算書類(貸借対照表・活動計算書)」、財産目録	事務所 備置	作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日まで	社員その他の利害関係人	閲覧請求

認定特定非営利活動法人については、以上に加えて数多くの書類の事務所備置き及び公開が法令上規定されている (45条1項5号)

法令に基づく非営利組織の情報公開(公益法人)

赤字部分が一般法人に求められる情報公開に加えて公益法人に加重されている

What	Where	from When How long	Whom	How
§ 21④ 定款	事務所 (主・従) 備置	常時	誰にでも	閲覧の請求又は 電磁的記録の閲覧の請求 (謄写請求はできない)
§ 21④ 社員名簿	事務所 (主)	常時	誰にでも (ただし、社員・評議員以外の者には住所部分除外可能)	閲覧の請求又は 電磁的記録の閲覧の請求 (謄写請求はできない)
§ 21② 役員名簿 役員報酬基準	事務所 (主・従) 備置	毎事業年度経過 後3ヶ月以内 主たる事務所5年、 従たる事務所3年	誰にでも (ただし、社員・評議員以外の者には住所部分除外可能)	閲覧の請求又は 電磁的記録の閲覧の請求 (謄写請求はできない)
21① 事業計画書・予算書 「資金調達・設備投資計画」	事務所 (主・従) 備置	事業年度開始の 前日までに、当該 事業年度末まで	誰にでも	閲覧の請求又は 電磁的記録の閲覧の請求 (謄写請求はできない)
§ 21④ 「計算書類(貸借対照表・損益計算書)」、 「事業報告、これらの付属明細書」、「監査 報告書又は会計監査報告」・財産目録、 キャッシュフロー計算書、「運営組織及び事業 活動の概要 及び 重要な数値を記載した書類」	事務所 (主・従) 備置	毎事業年度経過 後3ヶ月以内 主5、従3年	誰にでも	閲覧の請求又は 電磁的記録の閲覧 (謄写請求はできない)

法令に基づく所轄庁による非営利組織の情報公開

【公益法人】

◇行政庁は公益法人より提出を受けた財務諸表等*について、請求があれば閲覧又は謄写をさせなければならない（公益認定法第22条）

*「計算書類(貸借対照表・損益計算書)」、「事業報告、これらの付属明細書」、「監査報告書又は会計監査報告」・財産目録、キャッシュフロー計算書、「運営組織及び事業活動の概要及び重要な数値を記載した書類」

◇閲覧させる場所はインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない(則39条)

<https://www.koeki-info.go.jp/pictis-info/csa0001!show#prepage2>

【特定非営利活動法人】

◇所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等*（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について請求があれば、閲覧又は謄写させなければならない(特活法第30条)

*事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

◇特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>

法令に基づく非営利組織の公告

	一般社団・財団法人	特定非営利活動法人
公告しなければならない場合	§ 128 貸借対照表(大規模社団・財団法人は損益計算書も)	§ 28の2 同趣旨(ただし大規模法人の損益計算書は公告対象外)
	§ 233 清算法人(債権申出の催告)	§ 31の10 同趣旨 § 31の12 清算法人が破産したとき
	§ 248 吸収合併消滅法人(債権申出の催告)	§ 35 合併法人 債権申出の催告
	§ 258 新設合併消滅法人(債権申出の催告)	
公告の方法	§ 331, 則 § 96	(それぞれの条において規定)
	1. 官報(§ 233,248,258は官報のみ)	同左(清算法人に係る公告は官報に限られる)
	2. 日刊紙	同左
	3. 電子公告	同左
	4. 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示	同左
罰則	§ 342 100万円以下の過料 公告不実行、不正の公告	§ 80 20万円以下の過料 公告不実行、不正の公告

前回の講義のQ&A

Q

- ①利益相反取引について理事会承認を得た後、損害が発生すると承認した理事は損害賠償を支払うことになることを初めて知りました。こうしたことが求められると、分かりにくい案件は理事会で全て否決されてしまうことにならないのでしょうか？
- ②業務内容が営利か非営利かによって、やはり「業務拡大を阻害するから競業避止にあたる」といったところは違いが生じるのではないかと考えております。いかがでしょうか。
- ③太田塾長の個人的な見解として、「利益相反取引や協業取引については禁止されているわけではなく、理事会承認が必要」ということですが、この見解は世間一般にどの程度認知されているのでしょうか？このように相談者に伝えると、「理事会での承認さえ得られれば、利益相反取引や協業取引は全く気にしなくてよい」と取られそうで、伝えてもいいものかと思っています
- ④顧問料を支払っている弁護士の方に監事になっていただくなどはまずいのでしょうか？
- ⑤自団体の受益者に高齢患者がおられます。その方々にも寄付のお願いをすることを「自粛する方が良い」と言われた気がしました。その考え方が正しいのであれば、自団体は遺贈寄付のお願いを止めないといけません。レガシーギフト協会かどこかの倫理基準を明示しておけばよいのでは？と思いました。
太田さんの話はどこまで受け入れるべきなのでしょうか。

A

- ①そのような事態はあまりないと思います。損害賠償責任の免除や軽減措置も規定されており（一般法人法111条～116条）当該取引が外形上利益相反に該当するとしても、法人にとって必要・最適の行為と判断されれば委縮される必要はないと考えます。
- ②「業務拡大を阻害するから競業避止にあたる」というよりは、同一又はきわめて類似する業務（事業）という点が問われるものと思います。
- ③ここは私の個人的見解ではありません。法律で明確に規定されています（84条、85条）ただ、「全く気にしなくてよい」というよりは「十分調べた上で」が必要です。
- ④私はよくないと思っています。顧問弁護士から法的に問題ないと指導された案件について業務監査をする顧問弁護士と同一人物であれば、監事としてチェック機能が全く働かなくなるからです。
- ⑤その高齢者の方々が識別能力をお持ちで、自らの判断で寄付の是非を判断できる状態であればソフトな勧誘をされることは問題ありません。またご遺族が相続財産の中から寄付されることは問題ありません。私が理事を務める成年後見リーガルサポートという公益社団では相手が財産管理能力がない人を後見する司法書士の団体ですから、原則禁止にしています。



法的解釈に係る部分（2, 4, 5）は、あくまでも個人としての見解です。

(公財) 日本非営利組織評価センター (JCNE)

2016年4月1日設立

役員等：評議員10名 理事12名 監事2名

スタッフ：常勤4名 非常勤2名

非営利組織の
第三者組織評価機関
として設立

2022年11月1日公益法人化

11月4日法人名称の変更 (旧：非営利組織評価センター)

目的

社会に対して、客観的かつ信頼性のある組織評価情報を提供し、非営利組織の信頼性向上を目指し、さまざまな支援がNPO等に届く仕組みをつくる

組織の特徴

- ・全国レベル、分野共通の非営利組織の評価機関の設立は初の試み
- ・グッドガバナンス認証制度、ベーシックガバナンスチェック制度の2種類の制度を運用

<https://jcne.or.jp/>



事業や組織
運営のガバ
ナンス全般

グッドガバ
ナンス認証

訪問での
ヒアリング

提出された
書面

アド
バンス
評価
28
基準

全基準を
満たすと
認証付与

◆グッドガバナンス認証（アドバンス評価基準）

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/

法令や定款
通りのガバ
ナンスの基
本

ベーシック
ガバナンス
チェック

提出された
書面

セルフ
チェック

ベー
シック
評価
25
基準

評価結果を
サイトで
公開

◆ベーシックガバナンスチェック（ベーシック評価基準）

<https://jcne.or.jp/catalog/>

JCNE ベーシックガバナンスチェック

延べ申込み数

1,000

団体

感

突破

謝

【お知らせ】 NPOの組織評価制度「ベーシックガバナンスチェック」の延べ申込み数が1,000団体を突破～助成財団での活用が広がる～
<https://jcne.or.jp/2023/07/18/news-134/>



ベーシックガバナンスチェック制度

ベーシック評価基準25項目に基づく簡易的な組織評価です。

非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものです。結果はベーシックガバナンスチェックリスト (<https://jcne.or.jp/org/>) で公開され、継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできます。

【対象法人】 特定非営利活動法人（認定を含む）

一般社団・財団法人（非営利型・理事会設置型）

公益社団・財団法人、社会福祉法人

【費用】 普及期間のため無料で提供

【評価有効期間】 3年間（更新制）

申込➡ <https://jcne.or.jp/catalog/>



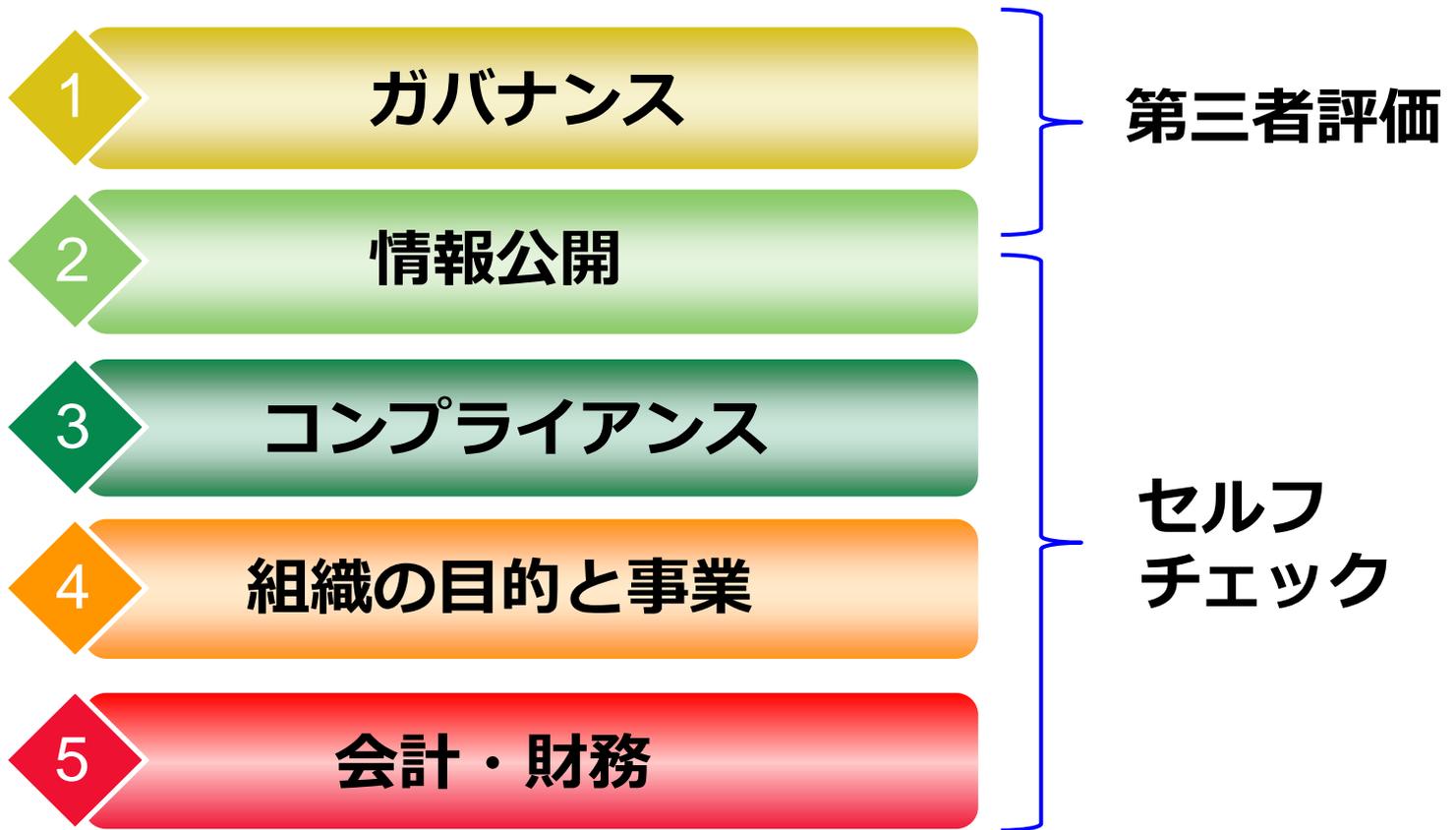
- 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価
 - (1) 団体によるセルフチェック（実施の有無で判断できる項目）
 - (2) 提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価）

- 評価基準：25項目（雇用がない場合24項目）
 - ① 法律や定款通りの運営という基礎部分を評価
 - ② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
 - ③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準
 - ④ 書面で第三者が確認できる内容
 - ⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準



ベーシックガバナンスチェックの評価項目

- 評価の5項目：社会へ自己アピールしづらいものを対象



ガバナンス

- 1 法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。
- 2 1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。
- 3 法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。
- 4 法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。
- 5 法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。
- 6 法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。
- 7 法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。
- 8 役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。



ベーシック評価基準（第三者評価基準）

9 監事監査を実施し、監査報告書を作成している。

10 直近の登記事項を登記している。

※基準 8 は役員報酬の支給がある場合のみ適用。

情報公開

11 事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。



情報公開

- 12 組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。
- 13 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。

コンプライアンス

- 14 理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。
 - 15 個人情報取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。
 - 16 法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している
 - 17 雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。
 - 18 ハラスメント防止策を講じている。
- ※基準17は雇用がある場合のみ適用。



組織の目的と事業

- 19 組織の目的と事業を文書化している。
- 20 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
- 21 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。
- 22 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。

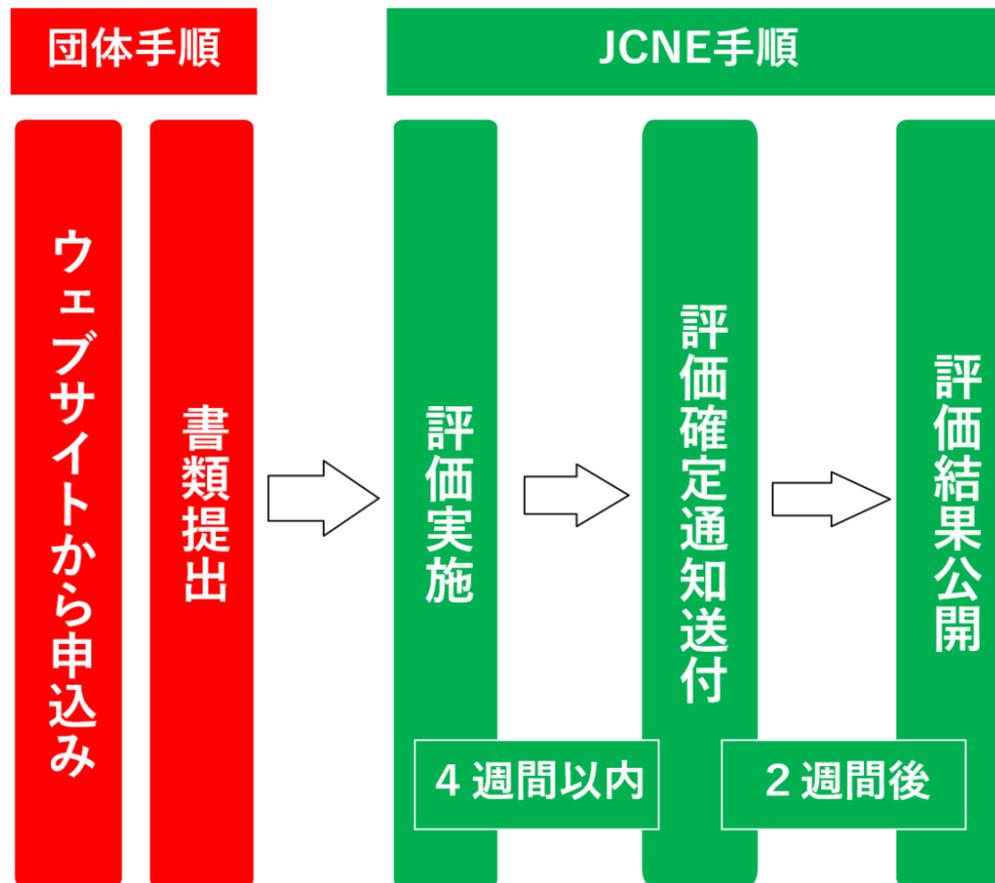
会計・財務

- 23 会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。
- 24 税務申告と納付を行っている。
- 25 現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。

- 第三者評価基準（1～11）については、団体より提出された書類に基づき、日本非営利組織評価センターが第三者評価機関として評価を行う。
- セルフチェック基準（12～25）については、団体自らが基準を満たしているかどうかを、実施の有無で判断できる項目となっている。



評価の流れ（お申込みページ）

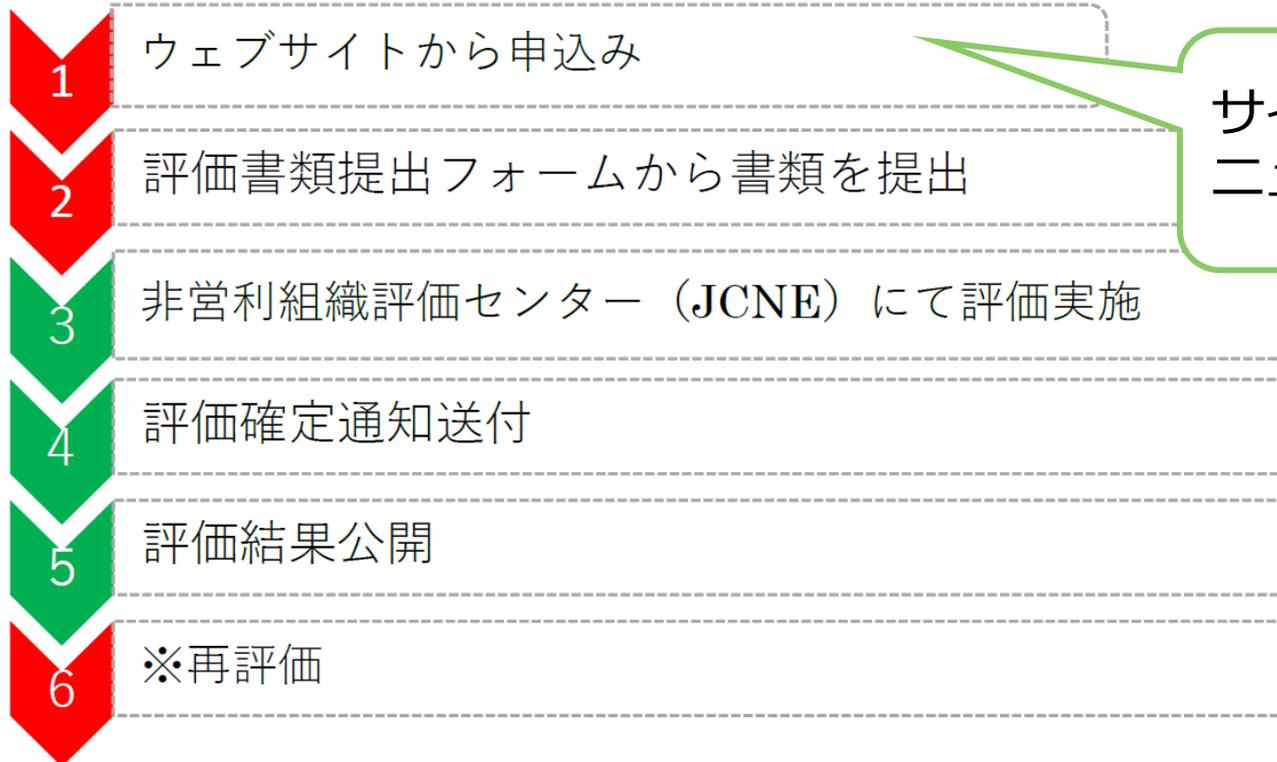


【提出書類】

定款／理事会及び総会（評議員会）の議事録（2年分）／監査報告書／
役員報酬規程／役員名簿／事業計画／予算／事業報告書／決算書類



ベーシックガバナンスチェック



サイト掲載の申請マニュアルをもとに申請

お申込みページは以下のURLとなります。
詳しいガ申請マニュアルを掲載しています。

<https://jcne.or.jp/catalog/>

